平成２８年（フ）第１６号
香川県仲多度郡琴平町五條590番地３
債務者　勝部加代子
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　節代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５９号
長崎県長崎市油木町88番地21
債務者　林田　一生
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　真邦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５２号
和歌山市三沢町４丁目８番地２　高千穂第３団地６Ｆ261号
債務者　中上　和美
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
和歌山市楠見中306番地１　楠見中ハイツ１―105号、申立時の住所和歌山市園部378番地15
債務者　神谷鋼業こと　神谷　康雄
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５５号
和歌山市楠見中306番地１　楠見中ハイツ１―105号、申立時の住所和歌山市園部378番地15
債務者　神谷　環
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５７号
和歌山市岩橋1355番地　岩橋第６団地２―２
債務者　尾崎　麻衣（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５８号
和歌山県岩出市金池33番地の12
債務者　藤本　剛
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５９号
和歌山県岩出市金池33番地の12
債務者　藤本　恵子
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６３号
和歌山市有家209番地５　セピアコート（Ⅰ・Ⅱ）Ⅱ303、住民票上の住所和歌山市太田28番地６　ディアス北村108号
債務者　宮井紀美子
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７７号
和歌山県岩出市清水392番地の２（２―５号）
債務者　森脇　明紀
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
和歌山市関戸４丁目２―７　プリシェール関戸102号室、住民票上の住所和歌山県紀の川市名手市場528番地３
債務者　平井津世士
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７９号
和歌山県岩出市北大池117番地の14
債務者　舩元　亮太
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
和歌山県日高郡みなべ町芝255番地４
債務者　福田　浩司
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１０７号
さいたま市浦和区大東２丁目14番17号　高橋マンション101号室
債務者　栗原　桂
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
岡山県小田郡矢掛町小林919―１
債務者　武内　浩三
１　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原56番地の１　上原アパート302
債務者　野原　洋一
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部